

2026年3月25日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 茂 寿
(コード：3185東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 今 浦 史 尊
(TEL. 072-761-9293)

親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約更新のお知らせ

当社は、2026年3月25日開催の取締役会におきまして、親会社であるRIZAPグループ株式会社と2024年3月31日付で締結している物流倉庫に関する定期建物転貸借契約（以下「本転貸借契約」といいます）及び倉庫内物流業務を委託する内容の業務委託基本契約（以下「本業務委託契約」）の更新することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本契約更新の理由

当社は、2024年3月29日付「親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約締結のお知らせ」及び2025年3月26日付「親会社との定期建物転貸借契約及び業務委託契約更新のお知らせ」に記載の本転貸借契約及び本業務委託契約（以下、両契約を合わせて「本契約」という）の契約満了に伴い、今般の物流事情および現時点での経済合理性から検討した結果、本契約を更新することといたしました。なお、本契約の主要条件につきましては、前回契約から重要な変更はなく、同条件での更新となっております。

2. 本契約の内容

(1) 本転貸借契約

- ① 概 要 : 親会社であるRIZAPグループ株式会社が一括して借り上げた物流倉庫用の建物の一部を当社が転借するものであります。
- ② 相 手 方 : RIZAPグループ株式会社
- ③ 契約の種類 : 定期建物賃貸借契約
- ④ 当初契約日 : 2024年3月31日
- ⑤ 契約更新日 : 2026年3月31日
- ⑥ 契約期間 : 2026年4月1日から2027年3月31日
(2027年3月31日まで、1年毎の自動更新)
- ⑦ 転借面積 : 約1,400坪(約4,628平方メートル)
※2026年4月更新時(協議の上変更可能)
※従前と変わらず
- ⑧ 賃 料 : 月額坪単価3,500円(税別)
※従前より単価に変更なし
- ⑨ 敷 金 : なし

2) 本業務委託契約

- ① 概要 : 本転貸借契約により借り受けた建物（倉庫）内における、庫内管理業務を、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社に対して委託するものであります。
- ② 相手方 : R I Z A Pグループ株式会社
- ③ 当初締結日 : 2024年3月31日
- ④ 契約更新日 : 2026年3月31日
- ⑤ 契約期間 : 2026年4月1日から2027年3月31日
(2027年3月31日まで、1年毎の自動更新)
- ⑥ 報酬 : 庫内管理業務の項目ごとに設定された単価に基づき物量・使用量に応じて算出
※従前より単価に変更なし

3. 支配株主との取引に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるR I Z A Pグループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2025年6月30日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）並びに取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、取締役会において検討を行った結果、物流費の上昇を抑制するための必要な契約更新であり、また、親会社が倉庫業者に一括して広範囲の賃借を受け、物流業者に一括して物流業務を委託することにより、各グループ会社が個別に契約する場合と比較して安価な契約となることが見込まれることから、本契約更新については経済合理性があるものと判断しております。

以上の検討結果を踏まえ、本契約更新は、当社が定める「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しているものと判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件取引における対価につきましては、前転貸借契約及び前業務委託契約における対価と比較して重要な差異がないことを確認しております。

また、当社の独立役員である社外取締役3名で構成される特別委員会からも下記③のとおり意見を受領しております。

さらに、利益相反回避の観点から、親会社の使用人である塩田徹氏は、本件に係る取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年3月23日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役3名（岡澤耕氏、古川純平氏、木谷倫之氏）で構成される特別委員会より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を頂戴しております。

- (1) 本契約を継続することにより、トータルコスト（保管料、作業量、配送費、システム、設備費用等）の上昇を抑えることが可能であると考えられます。特に、親会社との契約締結前の物流業者からの値上げが想定される中で、引き続き現契約と同条件での更新を行い、在庫量の適正化を図ることにより、物流費の増加を抑制する必要性が認められる。
- (2) 親会社が倉庫業者に一括して広範囲の賃借を受け、物流業者に一括して物流業務を委託することにより、各グループ会社が個別に契約する場合と比較して安価な契約となることが見込まれることから、本契約更新については経済合理性が認められる。
- (3) 公正性を担保するための措置として独立役員である社外取締役で構成される特別委員会の見解を取得していること、並びに本契約更新にあたりトータルコストや当社が個別に契約する場合との比較検討を行ったうえで合理的な判断を行っていること、さらに利益相反を回避するため、本契約の決定を行う取締役会決議において、支配株主の使用人である塩田徹氏は参加しないという措置も図っている。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

以 上